

令和4年2月10日に総務生活委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

調査事項

・交通災害見舞金について

～内容～

交通災害見舞金の支給を検討するにあたり、議案提案しようとする条例について調査するもの。

～質疑～

問：申請するにあたり、事故証明等必要書類を準備するのに時間を要するため、目的に規定する応急的援護にはならないのではないか。

答：応急的援護にあたるかあたらないかは、個人的な考え方による。

問：全国の市町村で同様の交通災害見舞金条例を制定しているところはあるのか。また、見舞金の金額はどのくらいか。

答：全国に7つはあると把握している。見舞金の金額は、高いところで100万円、安いところで3万円と様々である。

問：総務生活委員会で審査すべき内容ではあるが、文教福祉委員会においても審査すべき内容が一部含まれている。総務生活委員会と文教福祉委員会の連合審査会を開催してはどうか。

答：総務生活委員会と文教福祉委員会の連合審査会を開催する。